

○三条地域水道用水供給企業団人事行政の運営等の
状況の公表に関する条例

平成23年 2月24日

条 例 第 1 号

改正 平成28年 8月 4日 条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表）

第2条 企業長は、毎年1回、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。

- （1） 職員の任免及び職員数に関する状況
- （2） 職員の人事評価の状況
- （3） 職員の給与の状況
- （4） 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- （5） 職員の休業に関する状況
- （6） 職員の分限及び懲戒処分の状況
- （7） 職員のサービスの状況
- （8） 職員の退職管理の状況
- （9） 職員の研修の状況
- （10） 職員の福祉及び利益の保護の状況
- （11） その他企業長が必要と認める事項

2 前項の公表は、三条地域水道用水供給企業団公告式条例（昭和50年条例第1号）に定める方法その他必要に応じ企業長が適当と認める方法により行うものとする。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月4日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。